70歳以上の高齢ドライバーの運転免許証に係る各種手続き案内

令和6年9月版

区分	70 歳以上 75 歳未満の方	75 歳以上の方	臨時認知機能検査	臨時高齢者講習
該当する方	免許証有効期間満了日における 年齢が70歳以上75歳未満の方	免許証有効期間満了日における 年齢が 75 歳以上の方	75 歳以上で、一定の違反行為を された方	臨時認知機能検査の結果、「認知 症のおそれあり」となった方 (直近の検査で「認知症のおそれ あり」又は「旧法検査の第一分類」 であった方を除く)
手続きの流れ等	① 講習通知書が届く↓② 自動車学校に電話予約する↓③ 高齢者講習を受講する↓④ 免許証を更新する(別途更新手数料が必要)	 ① 検査・講習通知書が届く → ② 自動車学校に電話予約する → ③ 運転技能検査(該当者のみ)・ 認知機能検査・高齢者講習を 受検・受講する → ④ 免許証を更新する 	 ① 臨時認知機能検査通知書が届く → ② 指定の日時・場所で認知機能検査を受検する → ③ 認知機能検査結果通知書が届く (臨時高齢者講習の該当者になれば、臨時高齢者講習通知書が別途届きます。) 	↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 臨時高齢者講習を受講する
手数料 (認定教育・ 認定検査で 実施している自動車学 校では異なる場合があります)	● 高齢者講習 「• 2時間 (普通自動車対応免許を更新される方) 6,450円 • 1時間 (原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方) 2,900円	(別途更新手数料が必要) ■ 運転技能検査 3,550円 ■ 認知機能検査 1,050円 ■ 高齢者講習 • 2時間 (普通自動車対応免許を更新される方(運転技能検査対象者を除く) 6,450円 • 1時間 (原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方又は運転技能検査対象者) 2,900円	臨時認知機能検査・臨時高齢者講習 1か月以内に受検・受講する必要だめ 1,050円 ■ 臨時認知機能検査 1,050円	があります。 ● 臨時高齢者講習 「• 2時間 (普通自動車対応免許の方)
予約方法	各通知書が届いたら、通知書に記載のある自動車学校等へ電話で予約をしてください。(臨時認知機能検査を除く) 広島県警察のホームページに予約状況を掲載しておりますので、予約の参考としてください。			

※ 手数料は令和7年3月24日以降、変更となる場合があります。